岩手県告示第728号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定に基づき、次の区域を海岸保全区域として指定する。

平成26年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 海岸名 岩手県三陸北沿岸野田海岸米田地区海岸
- 2 指定区域 次の基点 1 から基点31までの各点を順次に直線で結んだ線及び基点31と基点 1 を直線で結んだ線により囲まれた区域のうち河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項第1号に掲げる区域を除いた区域
 - 基点 1 北緯40度04分52秒1560、東経141度49分49秒3312
 - 基点 2 北緯40度04分55秒2358、東経141度49分45秒3278
 - 基点3 北緯40度05分17秒1013、東経141度49分42秒5800
 - 基点 4 北緯40度05分26秒5559、東経141度49分50秒7343
 - 基点 5 北緯40度05分26秒7796、東経141度49分50秒7069
 - 基点 6 北緯40度05分33秒7016、東経141度49分50秒1030
 - 基点 7 北緯40度05分42秒8182、東経141度49分40秒6084
 - 基点8 北緯40度05分45秒2731、東経141度49分34秒2520
 - 基点 9 北緯40度05分49秒1950、東経141度49分31秒0780
 - 基点10 北緯40度05分55秒9175、東経141度49分33秒2292
 - 基点11 北緯40度05分56秒5013、東経141度49分33秒1024
 - 基点12 北緯40度05分56秒7468、東経141度49分33秒0491
 - 基点13 北緯40度05分58秒0271、東経141度49分32秒7710
 - 基点14 北緯40度05分58秒3506、東経141度49分32秒7087
 - 基点15 北緯40度05分58秒6787、東経141度49分32秒6741
 - 基点16 北緯40度05分58秒9829、東経141度49分32秒6681
 - 基点17 北緯40度05分59秒5640、東経141度49分32秒7137
 - 基点18 北緯40度05分59秒8768、東経141度49分32秒7109
 - 基点19 北緯40度06分00秒1900、東経141度49分32秒6707
 - 基点20 北緯40度06分00秒3239、東経141度49分32秒6444
 - 基点21 北緯40度06分00秒4384、東経141度49分32秒5793
 - 基点22 北緯40度06分01秒0731、東経141度49分32秒2681
 - 基点23 北緯40度06分01秒2448、東経141度49分32秒8364
 - 基点24 北緯40度06分00秒8727、東経141度49分36秒4326
 - 基点25 北緯40度05分55秒5952、東経141度49分41秒2243
 - 基点26 北緯40度05分50秒3948、東経141度49分43秒2237
 - 基点27 北緯40度05分37秒8097、東経141度49分56秒0575
 - 基点28 北緯40度05分27秒7662、東経141度49分58秒9767
 - 基点29 北緯40度05分25秒3740、東経141度49分59秒7438
 - 基点30 北緯40度05分15秒5136、東経141度49分50秒4287
 - 基点31 北緯40度04分55秒6745、東経141度49分53秒4404

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。